

令和 7 年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について  
(上板橋第一中学校改築工事)

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項に基づき、令和 7 年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について報告する。

1 繰越明許の理由

上板橋第一中学校改築工事の工期について、当初の予定である「令和 8 年度完了」から「令和 9 年度完了」に延長となった。

延長の原因としては、予期せぬ地中障害物の撤去や令和 7 年 6 月 1 日に施行された労働安全衛生規則により熱中症対策を講じる必要が生じたためである。

工期延長に伴い工事の出来高が変更となったため、令和 7 年度の支出額が減少した。

また、特定財源である校舎等改築費負担金については令和 7 年度に交付決定を受けているが、今回の出来高の変更により収入額が交付決定額を下回った。

未収入分については翌年度に繰り越して交付を受けることができるため、翌年度に収入することとする。

翌年度に繰り越して収入する負担金の財源については文部科学省が令和 8 年度に繰り越して予算措置をするため、区においても本件工事に係る歳入及び歳出予算を令和 8 年度へ繰り越すこととする。

2 繰越計算書

別紙のとおり

3 令和 7 年度予算現額及び翌年度繰越額

(1) 令和 7 年度予算現額	<u>1,446,475 千円</u>
(内訳) 工事請負費	1,446,475 千円
(2) 翌年度繰越額	<u>392,182 千円</u>
(内訳) 工事請負費	392,182 千円

4 特定財源

(1) 既収入特定財源	<u>190,000 千円</u>
(内訳) 義務教育施設整備基金繰入金	190,000 千円
(2) 未収入特定財源	<u>5,570 千円</u>
(内訳) 国庫負担金	5,570 千円

## 令和7年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	予算現額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8 教育費	3 中学校費	上板橋第一中学校 改築工事	円 1,446,475,000	円 392,182,000	円 190,000,000	円 5,570,000	円 196,612,000